

令和6年度（2024年度）第5回北海道子ども施策審議会社会的養育支援部会 議事録

1 書面開催概要

(1) 書面送付

令和6年（2024年）10月21日付け子家第1722号

(2) 意見提出期限

令和6年（2024年）10月29日

(3) 書面送付先

北海道子ども施策審議会社会的養育支援部会 全7名

別紙「令和6年度（2024年度）第5回北海道子ども施策審議会社会的養育支援部会 委員名簿」のとおり

2 審議事項

(1) (仮称)北海道子ども基本条例素案（たたき台）について

(2) 北海道子ども計画素案（たたき台）について

(3) 北海道社会的養育推進計画に係る目標値について

3 委員からの意見等及び事務局回答（以下のとおり）

(1) (仮称)北海道子ども基本条例素案（たたき台）について

【横山委員】

- ① 基本理念についての条例3条ですが、児童福祉法1条のように、「全てのこどもは…権利を有する」と権利の主体として記載する方法もある気がします。
- ② 基本理念3条⑤と民間事業者や団体・道民が担う責務・役割の表現の違いが気になります。基本理念の「取組を推進」という言い回しが、責務・役割で「協力するよう努める」だと、トーンダウンしている気がします。

【事務局】

- ① 本条例は子ども基本法を踏まえ、同法の目的や理念を道の施策体系の中で実現していくために制定するものであり、基本理念についても、同法を踏まえた形での記載としていることから、原案のとおりとさせていただきます。
- ② 道のお他条例との整合性を図る観点から、原案のとおりとさせていただきます。

【中村委員】

- ① 保護者の役割の中に、『精神的、社会的な安全の保障』のような文言が入ると良いのではないかと感じました
- ② こどもの権利の周知・擁護に入るのでしょうか？

- ③ 最近の幼児の性的被害のニュースが多くあります。性的虐待のみならず、近年は性的ないじめも多くなっていると感じています。

幼児期からの性教育（こどもが自らの力で自身を守る力や、助けを求める、声を上げる力を育てる）の必要性を感じます。

【事務局】

- ①～③ 条例の基本理念に、「子どもの権利条約」のいわゆる4原則を規定しており、「精神的・社会的な安全の保障」はこの4原則に含まれます。また、性的虐待や性暴力、性的ないじめは、こどもの権利を侵害する行為です。条例を策定後、こどもの権利が正しく理解されるよう、こどもを含む全ての道民への周知啓発を行ってまいります。

(2) 北海道子ども計画素案（たたき台）について

【北川部会長】

- ① 意見表明支援員は、一時保護、施設だけではなく、里親も含まれますか。
- ② 116 ページの 24 行目、妊産婦の支援から始まること、虐待予防でも大切な取り組みの記載は良かったですが、ここは具体的に妊産婦生活支援事業との記載は難しいでしょうか。
- ③ 117 ページの 18 行目、里親のあとに、実際一時保護の子どもを受け入れしやすいファミリーホームと入れていただくと良いと思います。
- ④ 一時保護専用施設の整備はありますか。
- ⑤ 118 ページの 21 行目、ファミリーホームの職員ではありますが、家庭養護にこだわり、養育者、補助者と記載していただきたいです。

【事務局】

- ① 派遣対象を拡大していけるよう、検討中です。
- ② ご意見を踏まえ、当該事業に関する記載を追記いたします。
- ③ ご意見を踏まえ、追記いたします。
- ④ 現状、具体的な予定はありませんが、記載内容は修正いたします。
- ⑤ ご意見のとおり追記いたします。

【澤田委員】

- ① 16 ページ、様々な要因が複雑に関わっている場合が多い不登校、生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化である自殺といった重大な課題に対しても、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠です。

この箇所ですが、道徳教育の問題でしょうか。知識をつけることは第1歩ですが、個人の力のみではどうすることもできないので、家庭の力が低下していることの着目した、家族全体を支える視点が必要だと考えます。その意味で 77 ページの 5 行目、「不登校子どもへの」を「不登校の子どもと家族への」が良いと思います。

- ② 78 ページ、父親の育児への積極的参加の促進は参加などという消極的な表現より、育児

するのは当たり前というニュアンスの方が良いと思いました。父親の育児役割の意識の醸成、などいかがでしょうか。

- ③ 85 ページ、「こどもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、臨床心理士による電話相談や面接相談など、専門的な立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。」の中に子育ての方法を学ぶ機会の保証なども入れていただきたく思います。
- ④ 91 ページ、母子保健のサービスの推進体制の整備に、早期からの父親へのアプローチ推進を入れてほしいです。
- ⑤ 113 ページ、「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」について、児童虐待とヤングケアラーが横並びなことに違和感がありました。ヤングケアラーはこの見出しに必要でしょうか。(120 ページ別項にあるので。)

【事務局】

- ① 原案の作成に向けて検討してまいります。
- ② 家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況から、父親の育児への積極的参加の促進が重要と考えております。ご意見も踏まえ、引き続き、父親の意識醸成を図る講座の開催などに取り組んでまいります。
- ③ こどもとの関わり方の工夫などを学ぶ機会の提供を含めた保護者支援につきましては、「〇地域における子育て支援体制等の充実」に記載しているところですが、保護者支援の重要性を踏まえ、より具体的に計画に記載してまいります。
- ④ 父親を含む保護者支援につきましては、「〇地域における子育て支援体制等の充実」に記載しているところですが、保護者支援の重要性を踏まえ、より具体的に計画に記載してまいります。
なお、計画本文には、家族形態の多様性と支援の必要性を踏まえ、「全ての子育て家庭」「子育て当事者」と記載しており、父親も含めた支援を想定しています。
- ⑤ 本計画は、こども大綱を勘案して策定しており、ライフステージを通じた施策の方向性「児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援」の具体的な取組として「ヤングケアラーへの支援」としているところです。

【横山委員】

- ① 現場職員は、現時点においても、十分に多忙であると思います。現場の負担（業務）を増やすことで、目標達成を目指すことには反対です。「対応する現場職員の人数を増やす」、「外部委託する」、「人員要求が通らないのであれば、不要な業務を減らす」という方向を確認していただきたいです。
例えば、73 ページ以下の基本方針の中で「子どもの権利の普及啓発や情報発信、学習機会の確保」を教職員が担うのであれば、その準備に時間が割かれる結果、「いじめ防止の対応」が手薄になるのは、当然かと思えます。人又は予算（外部委託含め）を確保するという

ことが重要だと思います。

- ② 支援が拡充されるのであれば、利用を希望する者に支援が届く方法（支援を知る方法）を充実していただきたいです。

例えば、Googleで「北海道 子育て支援」と検索し、最上位にヒットしたポータルサイト「ハグクム」とかでは、施設がわかっても、使い方とかどのような支援内容とかは、すぐには確認できませんでした。利用者が支援にアクセスしやすい方法が充実すると良いかと思いました。

【事務局】

- ① 「こどもの権利の普及啓発や情報発信」、「こどもの権利に関する学習機会の確保」につきましては、ご意見を踏まえ、現場の負担（業務）を増やさない形での取組を検討してまいります。
- ② 支援を知る方法の充実につきましては、引き続き、道の結婚・妊娠・出産・子育て総合ポータルサイト「ハグクム」などで様々な情報を発信することはもとより、利用者が支援にアクセスしやすい方法を検討してまいります。